第3章 知的財産の取組方針

1. 基本的な方針

本県では、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」を策定し、「県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県」の実現のため、夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる大分県づくりを推進しています。

また、令和6年度には新たな大分県長期総合計画を策定するため、これまでの長期総合計画の基本方針のベースである、「安心」「活力」「発展」から新たに「安心元気」「未来創造」を基本方針の柱とし、元気で夢のある大分県づくりに向けて取組みを進めています。

本戦略では、次期長期総合計画の柱となる「安心元気」「未来創造」をベースとして、それらに共通する相談機能やその源となる研究開発などの知的創造をこれら3つの戦略を推進する戦略と位置付け、知的財産施策を実施してまいります。

安心元気・未来創造を推進する創造戦略

- (1) 安心を守る知財戦略
- (2) 元気を生む知財戦略
- (3) 未来創造を促す知財戦略

2. 戦略に係る目標

■基本的な取組方針

本戦略が目指す基本的な取組方針は、以下のとおりとします。

国内外における知的財産の適切な活用の促進

■総合目標

基本的な取組方針を達成するため、県全体の目標として総合目標を設定します。

①令和10年度知財支援機関による相談件数として、1,698件を目指します。

知財支援機関による相談件数

=製造業への支援件数+農林水産業への支援件数+卸・小売業への支援件数+

宿泊飲食業への支援件数+海外展開に関する支援件数

福口	基準値	目標値
項目	R4	R10
知財総合窓口での支援件数	1,415	1,698
製造業への支援	780	936
農林水産業への支援	128	154
卸・小売業への支援	246	295
宿泊・飲食業への支援	125	150
海外展開に関する支援	136	163

■総合目標に、「知財支援機関による相談件数」を設定した背景

知的財産の創造・保護・活用を推進するためには、まずはその前提となる企業相談件数を増やす必要があります。近年では、企業の知的財産の重要性が増し、知的財産を取得するだけではなく、自社が他社の権利を侵害していないかや、ブランド戦略上での権利取得に関する相談が増加しています。

窓口支援は、製造業・農林水産業・サービス業・海外展開等多岐にわたり、 製造業においては新製品開発や新規事業創出、農林水産業においては農商工連 携による農林水産物の高付加価値化や新商品開発、サービス業においては、ブ ランディングによる新製品・新サービスの商標化、海外展開においてはブラン ド力構築や海外事業リスクの低減等、知的財産に関する国内外のものづくり全 般に通じるものです。

以上から、大分県では独自に令和10年度までの知財総合支援窓口以外の他の知財支援機関も含めたKPIを設定することとしました。

②令和10年度県内における中小企業の特許及び商標の出願中小企業数(累計)

知的財産権の種類	項目	R4(基準)	R10	増減
特許	出願中小企業数(累計)	263	270	+7
商標	出願中小企業数(累計)	855	875	+20

■総合目標に、「<mark>県内における中小企業の</mark>特許及び商標の出願中小企業数(<mark>累</mark> 計)」を設定した背景

知的財産の活用は、人材や設備、資金面で劣る中小企業に比べて、大企業に偏重する傾向があります。しかしながら、県内の企業数の99%は中小企業であり、県内全体の知財マインドを向上させるためには、中小企業の知的財産への関心を喚起させることが重要です。本県では、企業数や大企業の数に左右されず、中小企業の知的財産マインドを正しく推し量るために、産業財産権の中でも特許と商標について新たなKPIを設定することにしました。特許と商標は、県内の四法別出願件数の比率(2023年)において、92%以上であり、産業財産権の中でも大きな比重を占めています。近年では、オープン&クローズ戦略を取り入れている企業が増えているとはいえ、特許と商標の出願数は企業の知的財産マインドを推し量る上で1つの指標になっています。

目標としては、令和10年度に特許を出願した中小企業数を、基準の令和4年度から過去5年間の出願累計件数から7社増加した270社(累計)、商標を出願した中小企業数を、基準の令和4年度から過去5年間の出願累計件数から20社増加した875社(累計)としました。これは、中長期の経済財政に関する試算(内閣府 R5.7.25発表)によると、「一人あたり実質GDP成長率」(成長実現ケース)は2%強で推移する姿となっていることから、県内企業の事業活動の成長をこれに準ずることとし、目標値は直近5年間の出願累計件数に平均2%を乗じて算出しています。

本県では、1社でも多くの企業に知的財産を企業経営に活かしてもらえるように、知的財産の創造・保護・活用を通じて、付加価値の高いものづくりを進めていくための取組を推進していきます。

3. 戦略に係る期間

本戦略の期間は、令和6年度(2024年度)から、令和10年度(2028年度)を目標年次とする5か年とします。

なお、社会経済環境の変化等に柔軟に対応するため、期間中であっても必要 に応じて見直しを行います。

第4章 解決に向けた知財戦略

安心元気・未来創造を推進する創造戦略

知的財産戦略においては、研究開発により知的創造を行い、出願することで権利に基づく保護を受け、権利を活用して収益を上げ、その収益を新たな研究開発に投資するという知的創造サイクルが重要です。知的財産に関する相談機

能は、知的財産の出願段階での相談(安心)や 知的財産のブランドやデザイン戦略に係る相談 (活力)、従業員等の人材育成の相談(発展)な ど安心・活力・発展の各段階での施策に共通す るものです。また、知的財産の創造は、知的創 造サイクルの出発点であり、安心・活力・発展 のエンジンとして知財戦略全般を推進します。 本県では企業等の創造活動を積極的に支援しま す。



知的創造サイクル

(1) 知的財産に関する相談機能の充実

産業科学技術センター内に併設された一般社団法人大分県発明協会は、知的 財産に係る県内の総合支援窓口として広く一般に公開されています。

また、大分県発明協会では、J:COMホルトホール大分内の大分市産業活性化プラザや別府市男女共同参画センター「あす・べっぷ」、さらには県内商工会議所4ヶ所(大分、中津、佐伯、日田)において協会職員や弁理士による出張相談会を月1回程度開催し、地域における相談体制を整えています。

それ以外にも、県内には知財の相談対応を行っている支援機関があり、相互 に連携した支援を行っていきます。

取組方針

○ 中堅・中小・ベンチャー企業が抱える経営課題や、アイデア段階から事業 展開までの知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付け、内容に 応じたアドバイスや専門家の活用など、全般的にサポートしていきます。

- 先行技術調査に関する指導相談の実施
- 知的財産を活用した企業戦略サポートの実施
- 地理的表示(G I)保護制度等の農業分野の知財に関する指導・相談の実施
- 産業財産権にとどまらず、営業秘密・ノウハウ・契約などの指導・相談の 実施
- 特許庁やINPIT (独立行政法人 工業所有権情報・研修館)等の支援 事業に係る県内企業への情報提供
- 企業訪問等における知財支援機関の周知活動の実施
- 事業者からの相談に迅速に対応できるように、関係機関との連携の強化

成果指標

○ <mark>令和10</mark>年度知財支援機関による相談件数として、1,698件を目指します。

知財支援機関による相談件数(製造業への支援+農林水産業への支援+卸・ 小売業への支援件数+宿泊・飲食業への支援件数+海外展開に関する支援)

項目	基準値	目標値		
坦	R4	R10		
知財総合窓口での支援件数	1,415	1,698		
製造業への支援	780	936		
農林水産業への支援	128	154		
卸・小売業への支援	246	295		
宿泊・飲食業への支援	125	150		
海外展開に関する支援	136	163		

(2) 知的財産を創造する研究開発支援

本県では、地方が直面する様々な課題の解決にIoTやAI(人工知能)、 ロボットなどの新しい技術を活用する取組を行っています。今後、先端技術を 活用し、地域課題解決に向けた取組をさらに加速するとともに、新ビジネスの 創出など、経済の新たな活力に繋げていく必要があります。

また、県内には、産業科学技術センターや衛生環境研究センターなどの公設 試験研究機関や、大学などの高等教育機関が存在し、人材や設備なども豊富で あることから、産学官連携の取組を促進します。

取組方針

- 県内外の企業の新しい技術開発や実証を促すとともに、そうした技術を用いたビジネスモデルの普及も後押しし、ビジネス関連発明など知的財産権の活用にも配慮しながら、大分発の技術やビジネスモデルの発展を目指していきます。 (先端技術挑戦課)
- 県内製造業の新たな製品開発や販路開拓を支援する中で、企業の高付加価値化及び収益性向上のため、知的財産の創出を推進します。

(工業振興課、新産業振興室)

- 経営環境の変化に対応するため、市場や顧客ニーズに適合した新製品開発 や新サービス提供など新事業展開に取り組む中小企業に対し、事業計画のブ ラッシュアップや販路開拓等への支援を行います。(経営創造・金融課)
- 市町村や商工団体、金融機関、民間インキュベーション施設等との連携を通じて、潜在的な創業希望者を掘り起こすとともに、創業の実現、さらに成 長プロセスにおける支援を行います。 (経営創造・金融課)
- 高い成長意欲や新規性、成長性に優れたベンチャー企業は、雇用の創出などを通じて県経済を活性化させることから、ベンチャー企業の発掘から発展に向けた支援を行います。(経営創造・金融課)
- クリエイティブの活用により、優れた技術やノウハウを持つ県内の中小企業と最先端の技術や豊かな発想、感性を持つクリエイティブ人材が協力、連携して行う、新たな価値を有する商品・サービスの開発や、新規マーケットの開拓等への支援を行います。 (経営創造・金融課)

○ 産学官や分野、人、業種を越えた連携による新たな産業の創出、新技術・新製品の開発のため大学や公設試験研究機関などと連携し、人材、設備、知的財産などの活用を積極的に推進していきます。

(農林水産研究指導センター)

○ 産業科学技術センターにおいて、公設の試験研究機関として、先を見据えた研究開発を行い、県内企業への効果的な技術移転を推進します。

(産業科学技術センター)

○ 農林水産物のブランド価値を高めるために、農林水産研究指導センターに おいて、農林水産物の育種や飼養管理技術の開発などを行います。

(農林水産研究指導センター)

- 県内の企業や生産者などのニーズを捉えた研究課題の設定と先行技術調査を行います。 (農林水産研究指導センター)
- ホームページなどを通じて、研究・業務内容、トピックスなどの情報公開 に努めます。 (農林水産研究指導センター)
- 大分県立芸術文化短期大学では、平成30年4月に設置した「知的財産支援室」が教職員の教育・研究及び産学連携活動をサポートし、様々な場面で知的財産に係る判断が求められることが多い地域貢献活動の一層の活発化を図ります。(政策企画課)

具体的取組

- A I やロボット技術など先端技術を活用した新産業創出や地域課題解決を 図るため、研究開発段階に応じた産学連携の先進的プロジェクトを支援 (先端技術挑戦課)
- 新技術・製品開発の試作や研究開発経費だけでなく、特許や意匠権など知的財産の取得経費も補助対象経費として支援(工業振興課、新産業振興室)
- 経営革新への取組促進及び計画承認による新製品開発や事業計画のブラッシュアップ並びに販路開拓等支援(経営創造・金融課)

- おおいたスタートアップセンターを拠点に市町村や支援機関とも連携した 創業者の成長志向に応じた支援(経営創造・金融課)
- 広く全国からビジネスプランを募集し、優秀なプランを作成した企業を表彰し、県内での事業化を支援(経営創造・金融課)
- 県内企業とクリエイターのマッチング支援(経営創造・金融課)
- クリエイター活用の後押しをする人材の育成(経営創造・金融課)
- 県の試験研究機関の交流の場である大分県試験研究機関連携会議を開催 し、機器相互利用、意見交換、ニーズ・シーズのマッチング等を実施 (地域農業振興課)
- 農林水産研究指導センターの農業、畜産業、林業、水産業の各分野において、九州大学と生産技術の開発等に関する共同研究を実施 (農林水産研究指導センター)
- 産業科学技術センターにおける県内企業・大学・高専・産業技術総合研究 所等との産学官連携による共同研究開発の実施(産業科学技術センター)
- 産業科学技術センターにおいて、県内企業に対して、各種支援機関と連携 し、共同研究開発された成果の知財化・事業化を支援 (産業科学技術センター)
- 農林水産研究指導センターにおいて、収量や品質(外観・食味等)、高温 耐性、耐病性等に優れた県オリジナルの農林水産物の育成、優良系統の選抜 な どの実施(農林水産研究指導センター)
- 農林水産研究指導センターにおいて、現場ニーズを広く把握するため、ホームページや文書などで一般県民や生産者、関係団体などに試験研究課題に対する要望調査を実施(農林水産研究指導センター)
- 農林水産研究指導センターにおける広報活動の充実及び活用拡大(農林 水産研究タイムリー情報、研究Now、普及カード、センター要覧、業務年 報、農林水産祭での研究展示等)

(農林水産研究指導センター)

- 大分県立芸術文化短期大学における学内の教職員及び学生を対象とした知的財産権に関する相談受付の実施(政策企画課)
- 大分県立芸術文化短期大学において、知的財産に関する教職員向け研修や デザインパテントコンテスト(文部科学省や特許庁等主催)等に応募する学 生への指導等の啓発活動を実施(政策企画課)
- 大分県立芸術文化短期大学において、知的財産に関する知見を生かし、知的財産に関する若年層向け啓発コンテンツの発信や県内教育機関への出張講演など、知的財産マインドの普及に関する活動を実施(政策企画課)

成果指標

○ 大分県が支援した、先端技術挑戦プロジェクトの認定件数について、令和 10年度に25件とすることを目指します。(先端技術挑戦課)

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10
先端技術挑戦プロジェクトの認定件数(累計)	件	5	10	15	20	25

○ 中小製造業の付加価値額について、令和10年度までに4,580億円とすることを目指します。 (工業振興課、新産業振興室)

項目	単位	R3	R6	R10	
垻 日	中位	基準値	目標値	目標値	
県内中小製造業の付加価値額	億円	4,230	4,419	4,580	

〇 経営革新計画の毎年の承認件数について、年間 120件(令10年度までの累計 600件)以上とすることを目指します。

(経営創造・金融課)

- 県や支援機関による創業支援件数について、年間650件(令和6~10 年度までの累計3,250件)以上を目指します。(経営創造・金融課)
- 〇 ビジネスチャレンジコンテスト「OITAゼロイチ」応募企業について、 年間30社(令和6~10年度までの累計150社)以上を目指します。 (経営創造・金融課)
- 企業とクリエイティブ人材のマッチング件数について、令和10年度まで

に80件とすることを目指します。(経営創造・金融課)

○ 県内企業等と取組む共同研究について、年間8件(令和6~10年度までの累計40件)以上を目指します。(産業科学技術センター)

第1節 安心を守る知財戦略

知的財産権を取得するには、相当の時間と経費がかかり、たとえ権利を取得したとしても、それをすぐに模倣されてしまっては、意味のないものとなってしまいます。近年では、経済のグローバル化に伴い、日本企業の商品の模倣品が製造され、各国で権利侵害が報告されています。一方で、製造ノウハウについては、その内容が公開されることを避けるため、特許等の権利化をあえて行わず、ノウハウとして秘匿しておく戦略もあります。

本県では、企業等が知的財産権を安心して取得し、他者からの権利侵害から 守るため、知的財産の適切な保護に努めます。

(1)権利侵害に対する対策

本県では、農林水産物や伝統工芸品等の分野で、権利侵害が生じたり、海外で模倣品が流通している事例があります。一例として、中国・江西省在住の個人が果物や野菜の分野で出願した「大分4号」の商標について、大分のブランドイメージを損なう可能性があるとして、実際に平成30年1月に県を申立人として中国商標局に対する異議申し立てを行っています。

日本貿易振興機構(ジェトロ)や農林水産知的財産保護コンソーシアム等と 連携を図り、海外で横行する模倣品などの情報収集を実施するとともに、海外 展開する農産物パッケージの開発等を推進します。

取組方針

- 県が育成した品種について無断栽培等が確認された場合に、無断栽培された品種が育成品種であるか否かの識別を行うために、DNAマーカーを用いた品種識別法に関する研究を行います。 (農林水産研究指導センター)
- 平成15年5月に関係都道府県と団体で設立され、本県が加入している「農産物知的財産権保護ネットワーク」を活用し、海外で栽培された違法農産物の輸入・流通・販売に関する情報や国内で無断栽培された農産物に関する情報収集を行い、権利侵害事実の早期発見に努めます。(地域農業振興課)

- 国内の育成品種が海外で無断栽培される事例が生じていることから、県が 育成した品種の無断栽培や販売を防止するため、当該品種の主要な生産国で の品種登録を行います。(地域農業振興課)
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) など関係機関との連携による模倣品対策を 進めます。 (おおいたブランド推進課)
- 県内唯一の国指定「伝統的工芸品」である別府竹細工について、海外商品等との差別化を図ります。 (商業・サービス業振興課)
- 県内工芸品の類似品との差別化を図るため、商標登録制度等を積極的に活用します。(商業・サービス業振興課)

- DNAマーカーを用いた品種識別技術の確立 (農林水産研究指導センター)
- ○「農産物知的財産権保護ネットワーク」を通じた情報収集 (地域農業振興課)
- ○「農産物知的財産権保護ネットワーク」と連携した侵害案件の情報共有と侵害対応(地域農業振興課)
- 品種保護Gメンと連携した侵害対応(地域農業振興課)
- 県の登録品種の海外における品種登録出願(育成者権の取得) (地域農業振興課)
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)や農林水産知的財産保護コンソーシアムとの連携により、海外の模倣品などの情報を収集し、輸出関係事業者に情報提供を行う(おおいたブランド推進課)
- 別府竹製品協同組合が主体となり、他製品との差別化を図るため「伝統証紙」を貼付する取組を実施(商業・サービス業振興課)

成果指標

○ 県が育成した品種の品種登録出願を令和10年度までに海外で2カ国以上 行う。(地域農業振興課)

(2) 知的財産の権利化に対する支援

知的財産の権利化は、知的財産権として保護されることで、後から登場した他社の競合品や模倣品の排除につながります。一方で、企業は知的財産の権利化の重要性を理解しつつも、事業化に至るまでの採算性の不確実さが懸念されるため、目先の出願に係る弁理士やアドバイザー派遣に係る経費が負担となっています。県内では、大分市が平成29年度から、大分市に本社又は主たる事業所を有している中小企業に対して、知的財産権の取得に係る費用の半分を助成する取組を行っております。

引き続き、県内中小企業における知的財産の権利化に係る取組の支援を行っていきます。

取組方針

- 外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、国の補助制度を 活用し、中小企業の戦略的な外国出願を促進し、そのための取組を支援しま す。 (大分県発明協会)
- 知的財産の創出を促進し、産業競争力の強化を図るため、優秀な特許案件の出願や登録を行った中小企業者等を顕彰することで、特許等の出願に対する意欲向上を図ります。 (新産業振興室)
- 補助金の採択にあたり知的財産の活用についても評価対象にすることで、 県内中小企業等の知的財産マインドの醸成を図ります。(経営創造・金融課)
- 国内の育成品種が海外で無断栽培される事例が生じていることから、県が育成した品種の無断栽培や販売を防止するため、当該品種の主要な生産国での品種登録を行います。(地域農業振興課)(再掲)

- 県下中小企業の戦略的な海外進出を促進するため、外国への事業展開等を 計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の助成を実施 (大分県発明協会)
- 優秀な特許案件を出願した中小企業等を顕彰する特許チャレンジコンテストを開催(新産業振興室)
- 特許チャレンジコンテストの中で、特許案件等を初めて出願した中小企業 等を顕彰する部門賞の創設(新産業振興室)
- 優秀な商標案件を出願した中小企業等を顕彰する商標部門のコンテストを 開催(新産業振興室)
- 公益社団法人発明協会が実施する九州地方発明表彰や全国発明表彰への推 薦を実施(大分県発明協会)
- 県の品種登録の海外における品種登録出願(育成者権の取得) (地域農業振興課) (再掲)

成果指標

○ 県が育成した品種の品種登録出願を令和10年度までに海外で2カ国以上 行う。(地域農業振興課)(再掲)

第2節 元気を生む知財戦略

今後、本県産業が県内にとどまらず、国内市場もしくは海外を相手にさらなる発展をしていくためには、知的財産を適切に活用することで、ブランド力を高め、他地域との差別化を図っていくことが重要です。その対象は、農林水産業、製造業、サービス業、観光産業など多岐にわたります。

本県では、関係機関とも連携し、以下の取組を積極的に推進していきます。

(1) 地域振興のための地域ブランドの構築

第2章で述べたように、国では、農林水産分野で平成27年度から、品質や評価などが生産地と結びついている産品の名称を保護する地理的表示(GI)保護制度をスタートし、県内では2件が登録されています。また、県内では「The・おおいた」ブランドに加え、平成25年に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定され、独自の認証制度が生まれています。さらに、平成29年には大分県と宮崎県の2県6市町にまたがる地域が「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録され、新しいブランドの確立が期待されています。

観光分野では、「おんせん県おおいた」が平成25年に商標登録され、全国的に大きな注目を集めました。以降、このキャッチフレーズやロゴマークを活用し、大分の温泉をはじめ大分県全体のPRに取り組んでいるところです。

今後は、このようなブランドを積極的に活用して地域ブランドの構築を図る とともに、フラッグショップなどを活用した情報発信や販路拡大を進めていき ます。

取組方針

○ 地域や地域に息づく産品のイメージアップと新たな価値の創出のために、 地理的表示 (GI) 保護制度を活用し、特色ある産品を活用した地域ブラン ドづくりを推進します。

(おおいたブランド推進課)

○ 変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を図るため、「マーケットイン」の理念のもと、市場競争力の強化に向け戦略品目を定め、県域生産・県域流通の体制で、ロットの拡大や流通の多チャンネル化など、マーケットに対応できる流通・販売体制を構築し「The・おおいた」ブランドの確立を進めていきます。(おおいたブランド推進課)



「The・おおいた」ロゴ

- 製造業者や飲食店等と連携し、大分の特色を生かした新商品の開発や県産品のPR、販路拡大に取り組みます。 (おおいたブランド推進課)
- 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証制度等を活用して、農林 水産物や加工品のブランド化を促進します。 (農林水産企画課)
- 農林水産物など祖母傾地域の資源の持続可能な利活用を推進します。また、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の情報発信を積極的に行い、認知度の向上、ブランド化に向けた取組を推進します。(自然保護推進室)
- 農林水産物や加工品のブランド化のためには品質向上と安全管理が重要です。特に、HACCP(※)に沿った衛生管理が制度化されることから、6次産業化に取り組む農林漁業者等へ周知し、導入を推進します。

(おおいたブランド推進課)

- 県産農林水産物の信頼性を高めるためGAP(※)の取組を推進します。 (地域農業振興課)
- 産学官、農商工等が連携して地域資源の6次産業化(※)と一体となった 食品加工業のブランド化の取組を進めます。(工業振興課)
- 首都圏をはじめとした大都市圏において、県産品の販路拡大やブランド化 に向けた取組を推進します。(商業・サービス業振興課)
- フラッグショップなどを活用し、県産品の情報発信、販路拡大及びブランド化を推進します。(商業・サービス業振興課)
- 市場が拡大しているインターネットショップを活用した販路開拓に取り組みます。(商業・サービス業振興課)
- インバウンドをはじめ域外の観光客に対して県内の伝統工芸品の情報発信 を積極的に行い、販路開拓に取り組みます。(商業・サービス業振興課)
- 県内工芸品の類似品との差別化や高付加価値化を図るため、商標登録制度 等を積極的に活用します。(商業・サービス業振興課)(再掲)

○ おんせん県おおいたロゴマークを活用して、本県の強みである温泉を活か したブランディング・観光プロモーションに取り組みます。

(観光・地域振興課)

【用語説明】

※6次産業化・・・農林漁業者等が、自ら生産した農林水産物について生産(1次産業) だけではなく、加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)に取り組むことで、農山 漁村の雇用確保と所得向上を目指すことです。

※HACCPについて

原材料の仕入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システムです。



※製造工程を継続的に監視し、記録を残すことで問題のある製品の出荷を未然に防ぐことができます。また、もし事故が起きても、速やかに原因を特定して対応することができます。

出典: HACCP導入のためのリーフレット(厚生労働省)

※GAPについて

農産物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷軽減を目的に、適切な生産方式を示す手引きとその手引きを実践する取組のことです。

GAPと農産物ブランドの位置付け



※GAP認証制度

GLOBALG.A.P.:世界基準のGAP認証

JGAP:日本版のGAP認証

県版GAP:大分県独自のGAP認証。JGAPの簡易版としてH32度までの運用。

- 生産者団体、農協等の指導機関、市町村等の行政機関などに対し、地域ブランドづくりのための地理的表示 (GI) 保護制度の活用とその手法に関する普及啓発の実施(おおいたブランド推進課)
- おおいた豊後牛のリーディングブランド「おおいた和牛」に関する県内外でのPRイベント等による認知度の向上と取扱認定店(小売、飲食、旅館)の拡大(おおいたブランド推進課)
- 県産オリジナルいちご品種「ベリーツ」について、<mark>百貨店や</mark>果物専門店との連携したフェアの開催やSNSの活用等によるPR、食品業者や飲食店等とタイアップした加工品開発等の実施(おおいたブランド推進課)
- 県特産品かぼすの果汁等を添加した餌で養殖される「かぼすブリ、かぼすヒラメ、かぼすヒラマサ、かぼすフグ」のシリーズ化による、かぼす養殖魚の周年出荷体制の構築(おおいたブランド推進課)
- 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証制度や応援商品制度、杵築ブランドなどの地域ブランドを活用した、地域で生産される農林水産物や加工品の販売促進(農林水産企画課)
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのロゴマークを活用した統一のデザインによる案内板等の制作(自然保護推進室)
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランドにかかる調査研究及びブランド商品の開発支援、販売促進支援(自然保護推進室)
- ロゴマークを使用した各種ノベルティの製作(自然保護推進室)
- 6次産業化サポートセンターを中心に実施する農林漁業者からの相談対応 や研修会の開催、HACCP導入事業者への現地視察研修等を実施 (おおいたブランド推進課)
- 市町村や関係機関を対象に、HACCPの専門家等による研修会などを実施(おおいたブランド推進課)

- 日本GAP協会公認研修機関が実施するGAP基礎研修やセミナーの開催 (地域農業振興課)
- 普及指導員や営農指導員を中心としたJGAP指導員の確保・育成 (地域農業振興課)
- 国際水準GAP認証の取得に向けて、取り組みやすい県版GAPを活用したGAP実践生産者の拡充(地域農業振興課)
- 百貨店、商社等のバイヤーを全国から招聘し、県内事業者とのマッチング 商談会を開催(商業・サービス業振興課)
- 首都圏をはじめ、関西、福岡等の大都市圏において、県産品フェアを開催 (商業・サービス業振興課)
- 県のフラッグショップである坐来大分において、県産品を販売 (商業・サービス業振興課)
- 県公式の通販サイト「おんせん県おおいたオンラインショップ」を活用し、 県下各地の県産品の販路拡大及び情報発信を実施(商業・サービス業振興課)
- 旅行会社向けの商談会やパンフレットなどによるおんせん県おおいたロゴを活用した観光プロモーション及び観光関連事業者によるロゴマークの利用 促進(観光・地域振興課)

成果指標

- 百貨店、商社等のバイヤーを全国から招聘し、県内事業者とのオンライン 商談件数を令和10年度までの5年間累計で450件とすることを目指しま す。 (商業・サービス業振興課)
- 安心安全な農産物等の生産や農業生産の経営改善等を図るGAPに取り組むため、GAP指導人材を育成する研修を5年間累計で5回開催を目指します。 (地域農業振興課)
- GAPを正しく理解し、取り組むため、GAP理解促進セミナーを5年間

累計で5回開催を目指します。(地域農業振興課)

(2) 開放特許等の活用促進

国内では、日本における開放特許(※)活用の取組が様々な地域で行われています。この開放特許の活用の先駆けとなったのが、神奈川県川崎市の「川崎モデル」です。「川崎モデル(※)」は大成功を収め、現在では、日本の他の自治体をはじめ、国の機関や海外の自治体、マスメディアなども視察に訪れており、各方面の手本となっています。

また、大学や公設試験研究機関でも、未利用特許の活用に取り組んでいく必要があります。今後も、引き続き、セミナーをはじめとした開放特許等の活用の周知を行っていきます。

【用語説明】

※開放特許・・・特許権者が、他社や他人に使用させることを目的として、一般に公開している特許のことを言います。

※川崎モデル・・・大企業・研究機関が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に紹介 し、中小企業の製品開発や技術力の高度化、高付加価値化を支援するため行っている 事業のことを言います。

取組方針

- 県が保有する特許や登録品種について、企業や関係団体への実施許諾を検 討し、知的財産の活用を促進します。 (農林水産研究指導センター)
- 県内の中小企業や生産者団体のため、大学や公設試験研究機関などの人材、 設備、知的財産などの積極的な情報公開を行います。

(農林水産研究指導センター)

具体的取組

○ 企業や関係団体への実施許諾を促進するため、知的財産権の登録状況一覧 をHPに掲載してPR (農林水産研究指導センター)

(3) 海外展開における知財活用の推進

本県では、平成18年に上海事務所を設置し、中国向けの海外展開に加え、香港、台湾、シンガポール、ベトナムなどを新たな海外展開のターゲット国・地域として定め、県産品の販路拡大やインバウンド対策業務などを実施し、県内企業の支援を行ってきました。

一方で、県内の伝統的工芸品である「別府竹細工」については、竹工芸・訓練支援センターや別府竹製品協同組合等と連携して商品を開発し、海外で高い評価を得るなど、海外からの安価な輸入品との差別化や付加価値化を図ってきました。日本貿易振興機構(ジェトロ)と連携して、海外ネットワークを通じた模倣品対策を推進するとともに、意匠や商標による保護も含めた地域ブランドづくりを進めていきます。

取組方針

○ 県内事業者それぞれの海外展開の段階に応じた適切な支援が行える体制を整え、事業者ごとの海外戦略に対応した支援を実施します。

(商業・サービス業振興課)

- 工芸品のブランド化を図ることによって、商流がない国への販路開拓に取り組みます。(商業・サービス業振興課)
- 県内事業者の輸出機運の醸成を図ります。(商業・サービス業振興課)
- 県内事業者が輸出規制をクリアするための取組や知的財産の活用に向けた 支援に取り組みます。 (商業・サービス業振興課)
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) など関係機関との連携による模倣品対策を 進めます。 (おおいたブランド推進課) (再掲)
- 「日田梨」「甘太くん」「大分しいたけ」など、県産ブランドとして輸出されている県産品の名称保護に向けた商標登録や地理的表示(GI)保護制度の取組を推進するとともに、こうした制度等に関する生産者の理解促進を図ります。(おおいたブランド推進課)

- 海外展開に取り組む県内中小企業に対し、知識普及、海外の商談会等への 出展・出品、アドバイザーによる助言等のアフターフォローまでの各ステージにおける取組を包括的に支援(商業・サービス業振興課)
- 県内事業者の海外での見本市等への出展を支援(商業・サービス業振興課)
- 県の海外事務所である上海事務所を通じて、東アジア地域における県産品の販売に関する現地情報を適宜入手し、関係機関と連携し適切な対応を実施 (商業・サービス業振興課)
- ジェトロや大分県貿易協会と連携し、海外販路開拓のためのセミナー等を 開催(商業・サービス業振興課)
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)や農林水産知的財産保護コンソーシアムとの連携により、海外の模倣品などの情報を収集し、県産品の輸出用パッケージの開発に活用(おおいたブランド推進課)(再掲)
- 生産者、農業団体、輸出事業者等に対する海外商標や地理的表示(GI) 保護制度など知的財産等の保護に関するセミナー等の開催 (おおいたブランド推進課)

成果指標

- 海外向け商談会等への出品企業数を、令和10年度までの5年間累計で 500件とすることを目指します。(商業・サービス業振興課)
- 知的財産保護に関するセミナー参加者を年間で30名以上(令和6~10年度までの累計150名)とすることを目指します。(おおいたブランド推進課)

第3節 未来創造を促す知財戦略

本県において、将来にわたり知的財産活動が継続して行われていくためには、 知的財産を創造・活用する人材の育成が必要です。

本県では、子どもや若者を中心に、創意・工夫の楽しさに触れる機会を創出 し、ものづくりや知的財産に興味をもつ人材を育みます。また、知的財産の普 及啓発を通して、県民に対して知的財産の大切さを周知します。

(1) 子ども、若者の知財教育・創作環境整備の推進

学校教育の現場では、情報化社会が進展する中で、ICTを取り入れた授業が日常的に行われるようになっています。また、著作権については、小中学生の国語、社会、中学生の技術・家庭の教科等において学び、知的財産そのものについては、中学校の技術分野のうち、コンピューターと情報通信ネットワークの単元で学ぶなど、知的財産に関する学習が行われています。

また、本県では、平成22年度から少年少女科学体験スペース〇-Laboを設置し、子ども達に気軽に科学技術に触れられる機会を提供しており、〇-Laboの利用者数は年々増加しています。さらに、県内には10の少年少女発明クラブ(大分、別府、杵築、佐伯、日田、豊後高田、宇佐、国東、中津、由布)があり、その数は全国で3番目で、ボランティア指導員の協力の下、創作品の製作などに取り組んでいます。また、産業科学技術センターが実施する科学技術フェアでは、科学技術の発展を担う人材の育成を目的に、小学4~6年生を対象に体験教室などを行っています。

取組方針

- ICTの活用など教育の情報化を推進し、小中高で一貫した児童生徒や教師の情報活用能力の向上を目指します。(教育庁)
- 次代を担う児童生徒をはじめ、多くの県民に実験や観察、ものづくりを通じて、知的財産や発明に関心を持ってもらうことを目指します。

(大分県発明協会・新産業振興室・教育庁)

- 青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、 創造力豊かな人間形成を図るため、少年少女発明クラブの活動を推進します。 (大分県発明協会)
- 高校生の進路決定に向け、学校の知財教育を推進します。

(大分県発明協会)

具体的取組

- 教職員を対象とした I C T 研修の実施(教育庁)
- O-Laboにおいて教師や技術者等による科学体験講座を実施 (教育庁)
- 県内全市町村において、小中学生を対象に科学体験のサテライト講座を実施するとともに、中学生を対象とした専門的・先進的科学技術等を学ぶ講座を 実施(教育庁)
- 大分県発明くふう展の開催(大分県発明協会・新産業振興室・教育庁)
- 科学技術に関するイベントの開催(新産業振興室)
- 少年少女発明クラブの活動及び新規クラブの設立支援(大分県発明協会)
- 県下高校等において、将来の県内産業を担う知財教育の一環として出前授 業を開催

(大分県発明協会・新産業振興室)

成果指標

○ 将来の県内産業を担う知財人材育成のため、高校生等への知財に関する出前授業を5年累計で15回開催します。(大分県発明協会・新産業振興室)

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10
高校生等向け出前授業の実施(累計)	口	3	6	9	12	15

(2) 社会人の知財学習

本県では、これまで特許庁や九州経済産業局、日本弁理士会等と連携して、中小企業者や関係団体などの職員を対象に、様々なセミナーを開催してきました。今後も引き続き、前記の団体と連携を深め、県民の知財意識の啓発に取り組みます。

取組方針

- 中小企業者に対して、知的財産を企業戦略に活かすことができるセミナー を開催します。 (新産業振興室)
- 県内中小企業の知的財産に対する取組を推進するため、中小企業の経営者 等に対し受講できる講座の開催を検討します。

(新産業振興室)

- 知的財産関連の取組について、積極的な情報発信に努めます。(新産業振興室)
- 県職員一人一人が知的財産の重要性を認識し、業務内容に応じて一般知識 から専門知識に至るまで幅広く習得できるように研修等の実施を支援しま す。(人事課)
- 農林水産物や加工品のブランド化のためには品質向上と安全管理が重要です。特に、HACCPに沿った衛生管理が制度化されることから、6次産業化に取り組む農林漁業者等へ周知し、導入を推進します。

(おおいたブランド推進課) (再掲)

- 県産農林水産物の信頼性を高めるためGAPの取組を推進します。 (地域農業振興課) (再掲)
- 普及指導員や農業団体関係者に対し、知的財産に関する指導の重要性について、意識付けや知識を高めるための研修会を開催します。

(地域農業振興課)

○ 知的財産に関係する職員に対し、国や関係機関が行う説明会への参加を促進し、知的財産に関する知識と実務能力の向上を図ります。

(地域農業振興課)

○ 「日田梨」「甘太くん」「大分しいたけ」など、県産ブランドとして輸出されている県産品の名称保護に向けた商標登録や地理的表示(GI)保護制度の取組を推進するとともに、こうした制度等に関する生産者の理解促進を図ります。(おおいたブランド推進課) (再掲)

- 中小企業者を対象としたオープン&クローズ戦略をはじめとした最新のトレンドを取り込んだ企業経営セミナーの開催(新産業振興室)
- 中小企業の経営者等を対象とした知財塾の開催(新産業振興室)
- ホームページ等を活用した知的財産関連のセミナーやイベントなどの情報 発信(新産業振興室)
- 各部局の人材育成計画に基づいた知的財産についての理解を深めるための 研修や先行技術調査などの実施支援(人事課)
- 中小企業診断士の資格取得支援(人事課)
- 6次産業化サポートセンターを中心に実施する農林漁業者からの相談対応 や研修会の開催、HACCP導入事業者への現地視察研修等の実施 (おおいたブランド推進課) (再掲)
- 市町村や関係機関を対象とした、HACCPの専門家等による研修会の開催(おおいたブランド推進課) (再掲)
- 日本GAP協会公認研修機関が実施するGAP基礎研修やセミナー等の開催(地域農業振興課) (再掲)
- 普及指導員等の職員向け知的財産研修の実施(地域農業振興課)
- 国や関係機関が行う説明会への参加促進(地域農業振興課)
- 生産者、農業団体、輸出事業者等に対する海外商標や地理的表示(GI) 保護制度など知的財産等の保護に関するセミナー等の開催 (おおいたブランド推進課) (再掲)

成果指標

- 〇 中小企業者を対象とした知的財産に関するセミナー参加者を1回あたり 40名以上($\frac{200}{10}$ 年度までの累計 $\frac{200}{10}$ 0名)とすることを目指します。(新産業振興室)
- 〇 知的財産保護に関するセミナー参加者を年間で30名以上($\frac{20}{10}$ 年度までの累計150名)とすることを目指します。(おおいたブランド推進課)(再掲)